電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法改正 に伴う設備認定制度変更等の取扱いに関するお知らせ

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正法(以下、「改正再エネ特措法」といいます。)が国会において成立し、平成29年4月1日に施行されます。

改正再エネ特措法により、設備認定制度の変更が予定されており、<u>改正再エネ特措法</u> の施行日前日(平成29年3月31日)までに接続契約を締結していない場合は取得済み の設備認定の効力が失われる可能性があります。

改正再エネ特措法の詳細については、<u>国からのお知らせ*1</u>をご確認ください。 また、設備認定および接続契約等について、以下の点にご留意ください。

%1 URL: <u>http://www.meti.go.jp/press/2016/05/20160525005/20160525005.html</u>

- 1. 認定の効力が失われる場合は、既に確保していた「電力購入単価」も失われます。
- 2. 改正再エネ特措法の施行日前日 (平成 29 年 3 月 31 日) までに接続契約の締結を希望される場合、遅くとも平成 28 年 6 月 30 日までに当社へ申込み^{※2} いただきますよう お願いいたします。申込みが平成 28 年 7 月 1 日以降となる場合は、改正再エネ特措法の施行日前日 (平成 29 年 3 月 31 日) までに接続契約を締結できない場合があることをご了承ください。

なお、発電設備の規模や系統連系の地点によっては、検討に要する期間が異なりますので、期日に係らず、速やかに申込みいただきますようお願いいたします。

また、接続検討後の意思表明書^{*3}につきましても、速やかにご提出くださいますようお願いいたします。

- ※2 申込みにあたっては、接続検討申込書(低圧単独申込は除く。)および系統連系申込書(ともに添付資料を含む。)のご提出および接続検討料のお支払い(低圧単独申込は除く。)が必要となります。
- ※3 接続検討後でも、他のお客さまから申込みがあった場合等、当社電力系統の状況が変化した ときには、意思表明書等の受付に先立ち、再度の接続検討が必要となる場合があります。

- 3. 改正再エネ特措法の施行日前日(平成29年3月31日)までに接続契約を締結した場合でも、接続契約の締結後に国が定める期日までに発電事業計画を国へ提出されないときには、認定が取り消され、既に確保していた「電力購入単価」も失われる場合があります。
- 4. 平成24年度、25年度の電力購入単価を「告示に規定する接続申込書」によって確保されている場合においても、改正再エネ特措法の施行日前日(平成29年3月31日)までに接続契約が締結されていない場合は、取得済みの認定の効力が失われ、既に確保していた「電力購入単価」も失われます。

なお、改正再エネ特措法の施行日前日(平成29年3月31日)までに接続契約の締結を希望される場合は、遅くとも平成28年6月30日までに申込みいただきますようお願いいたします。

詳しくは、前述の2.をご参照願います。

以上